

医 推 第 5 号

令和6年4月1日

(公社)岡山県医師会長  
(一社)岡山県歯科医師会長  
(一社)岡山県病院協会長

】 殿

岡山県保健医療部長

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること）における令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月29日付け、事務連絡にて厚生労働省医政局医療経営支援課から別添のとおり通知がありましたので、当該内容について御了知の上、貴会員への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本内容につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>